

(年金展望台)：公的年金はどのようなリスクに備えるものか

公的年金に関する根本問題のひとつに、「公的年金は何のリスクに備えるものか」というテーマがある。老齢になって、稼ぐことができなくなるリスクへの対応というのが一応の回答だが、それなら高齢者就労が進むと、公的年金はどうなっていくのだろうか？

子どもの頃、21世紀になれば、夢の時代が到来するように思えた。そこでは仕事はコンピュータとロボットが主にやってくれて、人間はゆったり昼寝をしたり、趣味などにいそしんでいればよいはずだった。

さて21世紀がやってきたが、残念ながらそのような時代にはならなかった。生活は豊かになり、コンピュータはすさまじく発達し、床掃除やペットの代わり程度はロボットがやってくれるようになったけれども、人間は暇になるどころか、ますます忙しく働くようになっている。さらに近時は高齢者就労の促進も、大きな政策課題となっている。寿命が延びた分、延々と働かなければならないのである。まあ仕事というのは生きがいでもあるし、健康にも良いかもしれないが、怠け者の筆者としては、やや当てが外れた21世紀である。

ところで公的年金に関する根本問題のひとつに、「公的年金は何のリスクに備えるものか」というテーマがある。公的年金は社会保険の一つであり、保険はリスクに備える仕組みのはずである。そこで老齢年金については、とりあえず老齢リスクに備えるのだということができるが、しかし老齢は不確実ではなく確実な事象であり、リスクとは言えないのではないかという疑問が浮かぶ。

これに対してはいろいろな説明があるが、比較的好くみられるのは、高齢に伴う稼得能力の喪失というリスクに対応しているのだという説明である。しかし稼得能力の喪失は、個別にはなかなか計測しづらいので、ほぼ一般的なラインを（たとえば65歳で）引いて、それ以降を年金による所得保障で対応するというわけである。実際に、会社の定年などもほとんどは60歳代なので、大体の人は稼得能力が失われた頃に、公的年金の支給も開始され、それが定型的には老齢リスクへの対応になるということで、平仄はあっている。

なお、公的年金については、「長生きリスク」に対応しているのだという説明もよくされる。ただし「長生きリスク」を寿命の不確実性と同視するならば、それは公的年金のもっとも重要な機能のひとつだが、いつ老齢リスクが実現したといえるのか（いいかえればいつから年金を支払うべきか）に関する説明とは別の話になる。他方、これを稼得能力が失われる時期まで長生きしてしまうリスクととらえれば、上記の稼得能力の喪失と同じ内容の説明といえる。

しかし、このような問題について、もう一度考えざるを得ない事態が迫ってきているように思う。いくつかの要因が絡みあっているが、ここでは一応2つに分けてみよう。ひとつには、はじめにも述べたように高齢者就労の促進が政策課題となり、生涯現役社会の到来がいわれ、就労期間は延びる方向にある。他方、年金支給開始年齢も、どんどん引き上げられつつあって、

その意味では軌を一にしているのだが、少なくとも就労が終了すると同時に、年金支給が開始するという予定調和は、社会デザインとして望むのは難しい状況になった。

すでに公的年金制度自体が、「退職して、それと同時に年金をもらいはじめる」という単純な形を想定したものではなくなっている。厚生年金の被保険者範囲は70歳未満に拡大され、在職老齢年金制度は賃金と年金との調整を正面から行う一方、繰上げ・繰下げ支給の仕組みもあり、公的年金の支給のあり方はますます個別化の様相を深めている。そのなかでは原則としての年金支給開始年齢がどのような意味をもっているのかも分かりづらくなっている。

もうひとつは、年金以外の領域で社会保障給付に関して起きている変化の影響である。すなわちいわゆる自立支援施策との関係で、「働けるのに、働かない場合には、福祉給付をカットする」という手法が、諸外国でしばしばとられるようになってきている。欧米でワークフェア（そのなかでもワーク・ファースト・モデル）といわれる考え方であり、日本でも母子家庭施策などで、類似の政策が講じられつつある。

このロジックは、公的年金にも適用可能である。すなわち高齢者でも、働けるのであれば、年金を支給する必要がないという考えにつながりうる。実際、働いている場合の賃金と年金との調整はすでに実施されているし（在職老齢年金制度）、高所得者への年金支給制限などが提案されることはあるが、これはそのさらに一歩先であり、働ける場合には、実際に働いていなくても、年金支給を調整するという考え方である。

いいかえれば、これは公的年金の目的を、稼得能力の喪失リスクへの対応という面に徹して理解する方向といえる。これらが指し示す公的年金の未来のひとつの姿は、完全に個別・精確な稼得能力の判定に傾く制度設計である。つまり「君はまだ働けるんだから、年金を受け取るのは、もうちょっとあとにしろよ」と国家が判定し、指導する姿である。

しかし、考え方は分かれるだろうが、少なくとも筆者にとっては、これは決して楽しい未来ではない。働くことは生きがいでもあるが、仮に働けるとしても、働きたくないことだってあるだろう。年金支給開始年齢になっても、「あー、君はもうちょっと働けるのではないかね」と詰問されるような仕組みは、あまり歓迎されるものではない。

一般論としては「個々人の事情に即して、適切な運営を行う」というのは正しいことだろう。しかし、どこまで個々の事情を見るべきかどうかは、領域や場面によって異なる。少なくとも公的年金の支給開始に関しては——いいかえれば公的年金が対象とするリスクの実現判定については——、あまり個々の事情を「見ない」で、いわば大雑把に判定するという方向が望ましいのではなかろうか。

よく知られているように、海岸線の長さを測ろうとすると、厳密に見ていくと、いくらでも長くなって、計測不能になる。老齢リスクの判定において、そのようなことにあまり熱心になるべきではないだろう。

（日本福祉大学社会福祉学部 長沼 建一郎）